

ご家族様へ

医療法人光慈会 知立老人保健施設
理事長 六鹿直視**(おしらせ) 施設類型の変更に伴う介護保険一部負担金変更のご案内**

平素は大変お世話になっております。このたび当施設は、厚生労働省が定める“超強化型老健”の要件を満たすこととなり愛知県認可も得られました。つきましては、令和6年1月1日より“超強化型老健”として運営をして参りますことをお知らせ致します。

この超強化型老健への移行に伴いまして、『在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ（46単位/日）』の算定を新たに開始致します。「施設入所」及び「短期入所療養介護」をご利用の皆さまにおかれましてはご負担いただく介護保険一部負担金が下記の通り変更となりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 新たに追加される加算内容

「在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ・46単位/日」

2. 変更の適応日

令和6年2月1日から

3. 対象者の範囲

「施設入所」及び「短期入所療養介護（ショートステイ）」をご利用中の方

4. ご利用料金への影響範囲

	1割負担	2割負担	3割負担
1日当たりの増加分額	+48円	+95円	+142円
1か月（30日）の増加分額	+1,440円	+2,850円	+4,260円

以上

《お問合せ先》

医療法人光慈会 知立老人保健施設

連絡先：0566-81-1110

担当：支援相談員まで